

第42期 定時株主総会 招集ご通知

目次

- ▶ 第42回定時株主総会招集ご通知 …………… 1
- ▶ 株主総会参考書類 …………… 4

決議事項

[第1号議案]

取締役8名選任の件

[第2号議案]

監査役1名選任の件

[第3号議案]

退任取締役及び退任監査役に対し

退職慰労金贈呈の件

- ▶ 事業報告 …………… 13
- ▶ 連結計算書類 …………… 34
- ▶ 計算書類 …………… 37
- ▶ 監査報告 …………… 40

開催日時 | 平成30年1月26日（金曜日）
午前10時

開催場所 | 札幌市北区北9条西3丁目7番地
土屋ホーム札幌北九条ビル 8階 会議室
(末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。)



株主各位

証券コード 1840

平成30年1月10日

札幌市北区北9条西3丁目7番地

 **株式会社土屋ホールディングス**

代表取締役社長 土屋 昌三

第42期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第42期定時株主総会を右記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年1月25日（木曜日）午後6時までには到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	平成30年1月26日（金曜日）午前10時
2 場 所	札幌市北区北9条西3丁目7番地 土屋ホーム札幌北九条ビル 8階 会議室 (末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。)
3 目的事項	報告事項 1. 第42期（平成28年11月1日から平成29年10月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結 計算書類監査結果報告の件 2. 第42期（平成28年11月1日から平成29年10月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役8名選任の件 第2号議案 監査役1名選任の件 第3号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
4 議決権の行使等についてのご案内	3頁に記載の【議決権の行使等についてのご案内】をご参照下さい。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.tsuchiya.co.jp/>）に掲載しております。
 - ① 連結計算書類の「連結注記表」
 - ② 計算書類の「個別注記表」
 なお、監査役が監査した事業報告、計算書類及び連結計算書類、会計監査人が監査した計算書類及び連結計算書類は、本招集ご通知提供書面のほか、上記ウェブサイトの掲載事項を含んでおります。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.tsuchiya.co.jp/>）に掲載させていただきます。

会社説明会開催のご案内

株主の皆様におかれましては、日頃当社にご支援を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当社における事業活動をより一層ご理解いただくと共に、株主の皆様と交流をさせていただきたく、当社第42期定時株主総会終了後、会社説明会を開催することといたしました。
是非ご出席賜りたくご案内申し上げます。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役8名選任の件

取締役5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、ガバナンス体制の強化とホールディングス機能の再構築を図り、グループ戦略の強化と経営資源の最適化を図るため取締役を3名増員し、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	属性
1	つちやしょうぞう 土屋昌三	代表取締役社長	再任
2	おおよしともひろ 大吉智浩	代表取締役副社長	再任
3	まえかわかつひこ 前川克彦	取締役 総合企画部長	再任
4	さくちひでや 菊地英也		新任
5	ところてつぞう 所哲三		新任
6	やまかわこうじ 山川浩司		新任
7	てづかじゅんいち 手塚純一	社外取締役	再任 社外 独立
8	なかたみちこ 中田美知子		新任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

つち や しょう ぞう
土屋 昌三

(昭和47年4月3日生) 所有する当社の株式数……………423,810株

再任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

平成11年11月 株式会社土屋ホーム青森（現 株式会社土屋ホーム）入社
常務取締役
平成13年11月 同社代表取締役社長
平成14年1月 当社取締役
平成14年11月 当社社長室長
平成15年9月 株式会社土屋ホーム東北（現 株式会社土屋ホーム）監査役
平成16年4月 当社専務取締役
平成17年11月 当社住宅部門担当
平成20年11月 当社代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

土屋 昌三氏は、当社グループ会社の代表取締役社長及び当社の要職を歴任した後、平成20年11月より当社代表取締役社長を務めており、企業経営者としての豊富な経験と実績を有しており、更なる企業価値の向上に向け、引き続き取締役候補者としてお願いするものであります。

候補者番号

2

おお よし とも ひろ
大吉 智浩

(昭和39年6月15日生) 所有する当社の株式数……………40,400株

再任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

平成5年9月 株式会社ホームトピア（現 株式会社土屋ホームトピア）入社
平成8年11月 同社さぞえ（現 函館支店）店長
平成9年6月 同社北海道南北ブロック長
平成9年11月 同社北海道ブロック長兼ポテト（現 札幌本店）店長
平成11年1月 同社取締役
平成14年11月 同社代表取締役社長
平成15年1月 当社取締役
平成20年11月 当社専務取締役
平成24年11月 当社代表取締役専務
平成29年1月 当社代表取締役副社長（現任）

取締役候補者とした理由

大吉 智浩氏は、当社グループ会社の営業部門の責任者を歴任し、同社の代表取締役社長を歴任するなど企業経営者としての豊富な経験と実績を有しており、更なる企業価値の向上に向け、引き続き取締役候補者としてお願いするものであります。

候補者番号

3

まえ かわ かつ ひこ
前 川 克 彦

(昭和32年6月29日生) 所有する当社の株式数……………19,300株

再任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

昭和59年3月 株式会社ホームトピア（現 株式会社土屋ホームトピア）入社
平成10年11月 当社経理部長
平成14年4月 当社経営管理室長
平成16年4月 当社社長室長
平成19年11月 株式会社土屋ホームトピア取締役経理部長
平成20年11月 同社監査役
平成21年11月 同社取締役社長室長
平成23年11月 当社財務部長
平成24年1月 当社取締役財務部長
平成28年11月 当社取締役総合企画部長（現任）

取締役候補者とした理由

前川 克彦氏は、当社及び当社グループ会社の経営管理部門及び経理財務部門の責任者を歴任するなど経営及び経理財務の豊富な経験と実績を有しており、更なる企業価値の向上に向け、引き続き取締役候補者としてお願いするものであります。

候補者番号

4

きく ち ひで や
菊 地 英 也

(昭和35年9月17日生) 所有する当社の株式数……………36,900株

新任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

昭和58年3月 株式会社土屋ホーム入社
平成4年11月 同社住宅営業部釧路支店長
平成10年11月 同社ホームアドバイザー本部道南ブロック長
平成12年11月 同社管理部門総務部長
平成14年1月 同社管理部門統括部長 兼 管理部門総務部長
平成15年1月 同社取締役 管理部門統括部長 兼 管理部門総務部長
平成17年4月 同社常務取締役 住宅部門（本州地区担当）兼 住宅部門世田谷支店長
平成20年11月 株式会社土屋ホームトピア代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

菊地 英也氏は、当社グループ会社の営業部門、管理部門の責任者を歴任し、当社グループ会社の代表取締役社長を務めるなど企業経営者としての豊富な経験と知識を有しており、更なる企業価値の向上に向け、取締役候補者としてお願いするものであります。

候補者番号

5

と
こ
ろ
所

て
つ
ぞ
う
哲 三

(昭和31年3月1日生) 所有する当社の株式数……………28,604株

新任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

昭和60年3月 株式会社土屋住宅流通（現 株式会社土屋ホーム）入社
平成4年11月 株式会社土屋ホーム流通部札幌豊平支店長
平成10年11月 同社不動産部門流通部長
平成18年8月 同社不動産部門統括部長
平成19年1月 同社取締役 不動産部門統括部長 兼 流通部長
平成25年11月 同社常務取締役 不動産部門流通部長 兼 流通本店長（現任）

取締役候補者とした理由

所 哲氏は、当社グループ会社の不動産部門の責任者を歴任し、同社の取締役を務めるなど経営及び不動産事業の豊富な経験と実績を有しており、更なる企業価値の向上に向け、取締役候補者としてお願いするものであります。

候補者番号

6

や
ま
山

か
わ
川

こ
う
じ
浩 司

(昭和44年9月13日生) 所有する当社の株式数……………1,100株

新任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

平成6年4月 株式会社土屋ホーム入社
平成16年11月 同社住宅部門釧路支店長
平成22年5月 株式会社土屋ツーバイホーム（現 株式会社土屋ホーム）仙台支店長
平成26年11月 同社執行役員 住宅部門東北地区長 兼 東北本店長 兼 営業部長
平成27年11月 同社取締役 住宅部門関西地区部長 兼 関西本店長
平成29年10月 株式会社新土屋ホーム代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

山川 浩司氏は、当社グループ会社の営業部門で支店長の経験を積み、同社取締役就任後、関西地区の責任者として新規出店に携わるなど豊富な経験と実績を有しており、更なる企業価値の向上に向け、取締役候補者としてお願いするものであります。

候補者番号

7

て づか じゅん いち
手塚 純 一

(昭和26年5月19日生) 所有する当社の株式数…………… 一株

再任

社外

独立

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

昭和50年4月 三井建設株式会社（現 三井住友建設株式会社）入社
昭和54年4月 アサヒ住宅株式会社入社
昭和62年6月 同社取締役
平成2年1月 同社常務取締役
平成4年10月 ジェイ建築システム株式会社設立 代表取締役（現任）
平成20年11月 当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由

手塚 純一氏は、経営者としての豊富な経験と建築技術者としての高い見識及び人脈を有しており、社外取締役として大所高所から事業に有益な助言を行っていただき、当社取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、引き続き社外取締役候補者としてお願いするものであります。

候補者番号

8

な か た み ち こ
中田 美知子

(昭和25年2月13日生) 所有する当社の株式数…………… 一株

新任

社外

独立

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

昭和47年4月 北海道放送株式会社入社
昭和49年6月 フリーアナウンサー
昭和63年4月 株式会社エフエム北海道入社
平成19年6月 同社取締役放送本部長
平成23年6月 同社常務取締役
平成27年5月 学校法人浅井学園理事（現任）
平成27年8月 札幌大学客員教授（現任）
平成27年8月 株式会社北海道二十一世紀総合研究所顧問（現任）
平成28年3月 中道リース株式会社社外取締役（現任）
平成28年5月 イオン北海道株式会社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由

中田 美知子氏は、放送業界に精通し、豊富な経験により企業ブランディング及びメディア戦略への高い見識を有しており、社外取締役として、女性目線や消費者目線で大所高所から事業に有益な助言を行っていただくため、社外取締役候補者としてお願いするものであります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。

2. 手塚純一氏及び中田美知子氏は、社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

(1) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について

手塚純一氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって9年3ヶ月であります。

(2) 独立役員の届出について

手塚純一氏は、東京証券取引所及び札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、中田美知子氏が選任された場合には東京証券取引所及び札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出る予定であります。

(3) 社外取締役との責任限定契約の概要について

当社は、手塚純一氏との間で会社法第427条第1項に基づき、損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、同氏が再任された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、中田美知子氏が選任された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

なお、当該契約内容の概要は以下のとおりであります。

・会社法第423条第1項に基づき当社に対し損害賠償責任を負う場合において、社外取締役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める次に掲げる額の合計額を当該損害賠償責任の限度とする。

① 社外取締役がその在職中に当社から職務執行の対価として受け、または受けるべき財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額として会社法施行規則第113条に定める方法により算定される額に、2を乗じて得た額。

② 社外取締役が当社の新株予約権を引き受けた場合（会社法第238条第3項各号に掲げる場合に限る。）における当該新株予約権に関する財産上の利益に相当する額として会社法施行規則第114条に定める方法により算定される額。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役佐藤良雄氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠として選任する監査役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

な か む ら し ん じ
中 村 信 仁 (昭和41年2月16日生) 所有する当社の株式数…………… 一株

新任

社外

独立

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

昭和63年6月 株式会社エムアンドジー設立 代表取締役
 平成12年11月 有限会社エスエーシー設立 取締役社長(現任)
 平成22年10月 株式会社アイズプレイク設立 代表取締役(現任)
 平成27年10月 一般社団法人日本自分史作家育成協会設立 理事長(現任)

社外監査役候補者とした理由

中村 信仁氏は、長年にわたる営業経験及び企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから社外監査役として、大所高所から事業に有益な助言を行っていただくため、社外監査役候補者としてお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 中村信仁氏は社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

(1) 独立役員の届出について

中村信仁氏が選任された場合には東京証券取引所及び札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出る予定であります。

(2) 社外監査役との責任限定契約の概要について

当社は、中村信仁氏が選任された場合には会社法第427条第1項に基づき損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。

なお、当該契約内容の概要は以下のとおりであります。

- ・会社法第423条第1項に基づき当社に対し損害賠償責任を負う場合において、社外監査役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める次に掲げる額の合計額を当該損害賠償責任の限度とする。

- ① 社外監査役がその在職中に当社から職務執行の対価として受け、または受けるべき財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額として会社法施行規則第113条に定める方法により算定される額に、2を乗じて得た額。
- ② 社外監査役が当社の新株予約権を引き受けた場合（会社法第238条第3項各号に掲げる場合に限る。）における当該新株予約権に関する財産上の利益に相当する額として会社法施行規則第114条に定める方法により算定される額。

第3号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役西代明子氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されます。また、監査役佐藤良雄氏は本総会終結の時をもって辞任により退任されます。つきましては、両氏に対し、それぞれ在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議によることにご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
西代 明子	平成28年1月 当社社外取締役（現任）
佐藤 良雄	平成15年1月 当社社外監査役（現任）

以上

(提供書面)

事業報告 (平成28年11月1日から平成29年10月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米国やアジア諸国における景気の下振れ懸念など先行き不透明な状況が続くものの、雇用情勢が改善傾向に向かうとともに、個人消費に持ち直しの動きが見られるなど、緩やかな回復傾向が見られました。

当社グループが属する住宅・不動産業界におきましては、住宅ローン金利が依然低水準で推移していることや、政府による住宅取得支援策の後押しはあるものの、6月以降の新設着工戸数の「持家」は5か月連続で前年同月比を下回るなど低調な推移となりました。

このような状況において、当社グループは、従前の事業部に加え、店舗や公共施設など一般住宅以外の特殊建築物を取扱う特建事業部、価値ある家をリーズナブルな価格で提供するリズナス事業部を新設し、商圏及び事業領域の拡大により、変化する社会、多様化するお客様のニーズに対応できる体制を整備してまいりました。

以上の結果、当社グループの連結業績は、売上高につきましては、244億88百万円（前連結会計年度比1.6%減）となりました。利益につきましては、営業利益は58百万円（前連結会計年度比60.7%減）、経常利益は1億65百万円（前連結会計年度比33.4%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は66百万円（前連結会計年度比116.3%増）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

(住宅事業)

住宅事業につきましては、地域に密着した営業を行うとともに、SNSやインターネット等を利用し、新たな販売チャネルの拡大を目指してまいりました。また、平成29年8月に滋賀県草津市に「草津モデル」をオープンし、関西地区での初出展となりました。

当事業の売上高は第3四半期連結累計期間の受注の遅れにより、第4四半期連結会計期間の施工が集中したため、完成引渡がずれ込んだことや、分譲住宅の販売が低調だったことから179億91百万円（前連結会計年度比4.0%減）、利益面につきましては、一般管理費を抑制したものの、売上高の減少に伴い、売上総利益が前連結会計年度に比べ減少したことから営業損失は1億95百万円（前連結会計年度は営業損失78百万円）となりました。

(リフォーム事業)

リフォーム事業につきましては、北海道及び東北に加え、関東営業部を再編し関東・関西・九州営業部の体制とし、地域密着型の提案営業に努めるとともに、断熱・耐震性能を向上させ、耐久性の高い商品の販売に注力してまいりました。

当事業の売上高は、第4四半期連結会計期間の売上高は前年を上回ったものの、繰越受注残高の減少及び、第2四半期連結累計期間の受注が遅れたことから36億25百万円（前連結会計年度比4.4%減）、利益面につきましては、販売費及び一般管理費を抑制したものの、売上高の減少に伴い、売上総利益が前連結会計年度に比べ減少したことから営業利益は27百万円（前連結会計年度比36.6%減）となりました。

(不動産事業)

不動産事業につきましては、拠点の増設により、地域に密着した営業活動を行うとともに、仲介業務では建物診断サービス、設備保証サービスを取り入れ、お客様が安心して取引ができるように努め、差別化による取引件数と取扱高の拡大を図ってまいりました。

当事業の売上高は、分譲住宅用地の販売が順調に推移したことから22億31百万円（前連結会計年度比27.7%増）、利益面につきましては、前連結会計年度と比べ販売費及び一般管理費が増加したものの、売上高の増加により売上総利益が増加したことから営業利益は2億70百万円（前連結会計年度比5.0%増）となりました。

(賃貸事業)

賃貸事業につきましては、賃貸管理事業の拡大を目指し、札幌市及び釧路市に加え新たに函館市での取扱いを開始いたしました。また、オーナー様に寄り添ったきめ細やかな対応に努め、セミナーの定期的な開催や当社の不動産部門との連携により、前連結会計年度に比べ、管理受託戸数が増加いたしました。

当事業の売上高は営繕売上等の増加により6億39百万円（前連結会計年度比4.4%増）、利益面につきましては、一般管理費が増加したことから営業利益は1億95百万円（前連結会計年度比12.1%減）となりました。

セグメントの名称	前連結会計年度 自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日		当連結会計年度 自 平成28年11月1日 至 平成29年10月31日		前連結会計 年度比(%)
	売上高 (百万円)	構成比 (%)	売上高 (百万円)	構成比 (%)	
住 宅 事 業	18,742	75.3	17,991	73.5	96.0
リ フ ォ ー ム 事 業	3,793	15.2	3,625	14.8	95.6
不 動 産 事 業	1,746	7.0	2,231	9.1	127.7
賃 貸 事 業	612	2.5	639	2.6	104.4
合 計	24,896	100.0	24,488	100.0	98.4

② 設備投資及び資金調達状況

当連結会計年度における企業集団の設備投資の総額は、2億66百万円であり、主なものは次のとおりです。

- ・自社ビル改修 (82百万円)
- ・モデルハウス及び事務所の改修 (66百万円)
- ・ソフトウェア (62百万円)
- ・モデルハウスの建設 (43百万円)

資金調達につきましては、当連結会計年度において社債または新株式の発行等による資金調達は行っておりません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分		第39期 (平成26年10月期)	第40期 (平成27年10月期)	第41期 (平成28年10月期)	第42期 (当連結会計年度) (平成29年10月期)
受注高	(百万円)	21,529	22,669	22,723	21,627
売上高	(百万円)	27,188	24,188	24,896	24,488
経常利益	(百万円)	457	245	247	165
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	496	161	30	66
1株当たり当期純利益	(円)	19.46	6.31	1.20	2.65
総資産	(百万円)	21,136	21,544	21,214	20,707
純資産	(百万円)	13,362	13,407	13,228	13,115
1株当たり純資産額	(円)	523.64	525.40	518.38	524.66
自己資本比率	(%)	63.22	62.23	62.36	63.33

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
株式会社土屋ホーム	300	100.0	建築工事の設計、監理及び請負等
株式会社土屋ホームトピア	200	100.0	リフォーム工事の請負等

(注)特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループにおいては、総人口の減少や住宅ストックの増加、相続税法の改正や消費税増税を控え、大きく変化し続ける市場環境に対応するために、平成29年10月13日に発表いたしました「当社の100%子会社株式会社土屋ホームのグループ再編に伴う子会社（分割準備会社）設立に関するお知らせ」のとおり、株式会社土屋ホーム、株式会社土屋ホームトピアに加え、株式会社土屋ホーム不動産の3子会社体制として、経営者育成環境を整備していくとともに、経営の戦略性と機動性を高めることで、グループの総合力と相乗効果の最大化を図り、経営資源の最適化の実現、成長投資効果の明確化により、適切かつ効率的に業務を推進してまいります。

株式会社土屋ホームでは、組織を再編し、北海道、東北、関東、東海・関西の各地域に事業部を置き、より地域に密着した営業体制を構築するとともに、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の普及に向け、ZEH仕様の住宅の拡販に努めてまいります。また、リズナス事業部では施工エリアの拡大とSNSやインターネット等の時代に合った販売チャネルの活用推進、特建事業部においては家づくりで培った省エネ技術を活用した賃貸住宅、商業施設等の提案を進めてまいります。更に生産・技術事業部を加えた7事業部体制といたします。

株式会社土屋ホームトピアでは、関東・関西・九州営業部を再編し、関東営業部、関西営業部、九州営業部の3営業部体制で、新たに京都支店を新設し、より地域に密着した営業活動を行うとともに、商圏の拡大を図ってまいります。また、関東営業部、関西営業部にそれぞれマンションリフォーム課を新設し、マンションリフォームの拡販に努め、従前より取り組んでまいりました、断熱・耐震性能を向上させ、耐久性の高い商品の拡販や、新たにまちづくり・古民家再生に取り組み業績拡大を目指してまいります。

株式会社土屋ホーム不動産では、不動産仲介においてお客様に安心して取引をしていただけるように従前より取り組んでおります建物診断、設備保証サービスをより充実させるとともに、平成30年6月より施行される住宅宿泊事業法に合わせ、管理物件の空室活用システムの構築を進めてまいります。

このほか、グループ各社を含めた拠点の新設、統廃合及びモデルハウスの出展と人員の適正な配置を行うとともに、地域に根差した営業活動を引き続き推進していく所存でございます。

今後のわが国経済の見通しにつきましては、雇用所得環境の改善や東京オリンピックによる建設特需等を背景に景気の回復基調が見られるものの、米国の政策運営や北朝鮮情勢など、依然として先行き不透明な状態が続くと予測されます。

当社グループの属する住宅・不動産業界におきましては、低水準で推移する住宅ローン金利や政府による住宅取得政策の後押しはあるものの、人口・世帯数の減少や消費税増税、また、空き家問題、民泊など住宅市場を取り巻く環境は大きく変化していくものと思われま

このような状況のなか、当社グループは、激しい競争社会で生き残り永続していくために、時代の変化に適応する改革、新しい機軸を打ち出し、人と組織の活性化を図るとともに、原点である全社員営業体制の堅持をはじめ、財務体質の更なる強化、コストダウンを進め、更なる企業価値の向上に努めてまいります。併せて当社の企業理念であります、「お客様・社会・会社の関係するすべての人々の物質的・精神的・健康的な豊かさの人生を創造」すべく業務に邁進いたしてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後共なお一層のご支援とご理解を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成29年10月31日現在）

事業区分	事業内容
住宅事業	注文住宅・賃貸住宅等の設計・請負・施工監理、分譲戸建住宅の施工販売、住宅用地の販売に関する事業
リフォーム事業	リフォーム工事の請負・施工に関する事業
不動産事業	中古住宅・土地の販売、不動産の仲介、リノベーションに関する事業
賃貸事業	不動産の賃貸・管理に関する事業

(6) 主要な事業所（平成29年10月31日現在）

当 社	本 社：札幌市北区北9条西3丁目7番地 [事業所] (東京都) 東京事務所
株式会社土屋ホーム	本 社：札幌市北区北9条西3丁目7番地 事業所：北海道42、青森県3、岩手県4、秋田県2、山形県1、宮城県4、福島県2、栃木県3、茨城県1、群馬県1、埼玉県2、東京都2、千葉県1、富山県1、山梨県1、長野県5、愛知県1、滋賀県1 工 場：北海道北広島市大曲工業団地5丁目1番地3
株式会社土屋ホームトピア	本 社：札幌市厚別区厚別南1丁目18番1号 事業所：北海道13、岩手県1、宮城県2、福島県3、東京都4、神奈川県1、長野県1、兵庫県1、福岡県2

(7) 使用人の状況（平成29年10月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
住宅事業	569 (127) 名	△20 (5) 名
リフォーム事業	113 (50) 名	△8 (△13) 名
不動産事業	58 (18) 名	9 (0) 名
賃貸事業	16 (16) 名	△1 (2) 名
全社（共通）	34 (13) 名	0 (6) 名
合計	790 (224) 名	△20 (0) 名

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
24 (5) 名	2 (△2) 名	42.8歳	14.7年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年10月31日現在）

借 入 先	借 入 額
合同会社土屋ソーラーファンド1号	200百万円

(9) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する安定的な利益還元を経営の最重要政策として位置付けており、効果的な業務運営による収益力の向上、財務体質の強化を図りながら、業績に裏付けられた成果の配分を行うことを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、激変する社会情勢と予想される同業他社との競争激化に対処し、今まで以上のコスト競争力の強化及び市場ニーズに応える商品開発などへの投資に有効活用し、今後の利益向上及び株主価値の向上に努めてまいります。

この方針のもと、平成29年10月期の期末配当金につきましては、平成29年12月15日に開示いたしました「平成29年10月期決算短信[日本基準]（連結）」のとおり、1株当たり5円の普通配当とさせていただきます。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成29年10月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 54,655,400株
- ② 発行済株式の総数 25,775,118株（うち自己株式777,328株を含む）
- ③ 株主数 4,246名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 土 屋 総 合 研 究 所	3,437,300株	13.75%
株 式 会 社 土 屋 経 営	2,768,241	11.07
土 屋 グ ル ー プ 従 業 員 持 株 会	1,825,231	7.30
株 式 会 社 北 洋 銀 行	1,227,455	4.91
土 屋 グ ル ー プ 取 引 先 持 株 会	837,346	3.35
土 屋 公 三	754,388	3.02
株 式 会 社 北 海 道 銀 行	745,673	2.98
土 屋 博 子	738,774	2.96
公益財団法人ノーマライゼーション住宅財団	500,000	2.00
土 屋 昌 三	423,810	1.70

- (注) 1. 当社は、自己株式を777,328株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（平成29年10月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	土屋 昌三	
代表取締役副社長	大吉 智浩	
取締役	前川 克彦	総合企画部長
取締役	手塚 純一	ジェイ建築システム株式会社代表取締役
取締役	西代 明子	建築士事務所西代企画設計 同所代表
常勤監査役	大山 耕司	
監査役	佐藤 良雄	キャリアバンク株式会社代表取締役社長、株式会社セールスアウトソーシング代表取締役社長、SATO行政書士法人代表社員及び株式会社札幌ランゲージセンター代表取締役社長
監査役	太田 勝久	弁護士法人太田・小幡綜合法律事務所 代表社員
監査役	千葉 智	千葉智公認会計士事務所所長及び株式会社北海道銀行社外監査役

- (注) 1. 取締役手塚純一氏及び取締役西代明子氏は社外取締役、監査役佐藤良雄氏、監査役太田勝久氏及び監査役千葉 智氏は社外監査役であります。
2. 監査役千葉 智氏は、公認会計士の資格を有しており、同氏は財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当事業年度中における取締役の地位の異動は次のとおりであります。

氏 名	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日
大吉 智浩	代表取締役専務	代表取締役副社長	平成29年1月27日

4. 取締役手塚純一氏、取締役西代明子氏、監査役佐藤良雄氏、監査役太田勝久氏及び監査役千葉 智氏は、東京証券取引所及び札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
5. 取締役土屋公三氏は、平成29年1月27日開催の第41期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

各社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項並びに当社定款第26条第2項及び第35条第2項の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は、以下のとおりであります。

- ・会社法第423条第1項に基づき当社に対し損害賠償責任を負う場合において、社外取締役及び社外監査役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める次に掲げる額の合計額を当該損害賠償責任の限度とする。
- イ. 社外取締役及び社外監査役がその在職中に当社から職務執行の対価として受け、または受けるべき財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額として会社法施行規則第113条に定める方法により算定される額に、2を乗じて得た額。
- ロ. 社外取締役及び社外監査役が当社の新株予約権を引き受けた場合（会社法第238条第3項各号に掲げる場合に限る。）における当該新株予約権に関する財産上の利益に相当する額として会社法施行規則第114条に定める方法により算定される額。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (2)	80,668千円 (1,920)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (3)	9,635 (2,760)
合 計 (うち社外役員)	10 (5)	90,303 (4,680)

- (注) 1. 上記には、平成29年1月27日開催の第41期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成元年11月28日開催の臨時株主総会において月額20,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成元年11月28日開催の臨時株主総会において月額3,000千円以内と決議いただいております。
5. 支給額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額21,723千円（取締役4名に対し21,448千円、監査役1名に対し275千円）を含んでおります。
6. 上記の他、平成29年1月27日開催の第41期定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役1名に対して507,127千円支給しております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- (イ) 取締役手塚純一氏は、ジェイ建築システム株式会社の代表取締役を兼務しております。なお、当社グループはジェイ建築システム株式会社との間に、部材の購入等に関する取引関係があります。
- (ロ) 取締役西代明子氏は、建築士事務所西代企画設計代表を兼務しております。なお、当社グループは建築士事務所西代企画設計との間に、特別の関係はありません。
- (ハ) 監査役佐藤良雄氏は、キャリアバンク株式会社代表取締役社長、株式会社セールスアウトソーシング代表取締役社長、SATO行政書士法人代表社員及び株式会社札幌ランゲージセンター代表取締役社長を兼務しております。なお、当社グループはキャリアバンク株式会社との間に人材派遣に関する取引関係、キャリアバンク株式会社の子会社である株式会社エコミックとの間に年末調整業務代行等に関する取引関係、SATO行政書士法人との間に免許更新等手続業務に関する取引関係があります。
- (ニ) 監査役太田勝久氏は、弁護士法人太田・小幡綜合法律事務所代表社員を兼務しております。なお、当社グループは弁護士法人太田・小幡綜合法律事務所との間に、特別の関係はありません。
- (ホ) 監査役千葉 智氏は、千葉智公認会計士事務所所長を兼務しております。なお、当社グループは千葉智公認会計士事務所との間に、特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 手塚 純一	当事業年度に開催された取締役会17回のうち14回に出席いたしました。主に経験豊富な経営者及び工学博士としての見地から意見を述べております。
取締役 西代 明子	当事業年度に開催された取締役会17回のうち11回に出席いたしました。主に経験豊富な建築技術者としての見地から意見を述べております。
監査役 佐藤 良雄	当事業年度に開催された取締役会17回のうち11回、監査役会15回のうち11回に出席いたしました。主に経験豊富な経営者としての見地から意見を述べております。
監査役 太田 勝久	当事業年度に開催された取締役会17回のうち14回、監査役会15回のうち13回に出席いたしました。主に弁護士としての見地から意見を述べております。
監査役 千葉 智	当事業年度に開催された取締役会17回のうち15回、監査役会15回のうち14回に出席いたしました。主に公認会計士としての見地から意見を述べております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第23条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 監査法人 銀河

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,205千円

- (注) 1. 当社のすべての子会社につきましても監査法人銀河が会計監査の担当となっております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるアドバイザー業務についての対価を支払っております。
4. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法及び監査内容などを確認し、検討した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行いました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

イ. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

(イ) 当社の取締役は、法令遵守はもとより、「創業者の志」と毎期発行する「わが社の経営方針書」に明示されている企業理念（使命感経営）、企業倫理観、価値観、行動規範を取締役自ら率先垂範するとともに、当社グループ全役職員に更なる周知徹底を図る。

(ロ) 月1回の定例取締役会、グループ経営会議、及び必要に応じて適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関して迅速な意思決定、報告、検討を行う。また、全グループ幹部が参加する幹部会議で重要事項を伝達する。

(ハ) 内部監査室は、内部監査規程に基づき、業務ラインから独立した立場で法令、定款、及び社内規程の遵守状況、職務執行の妥当性につき定期的に内部監査を行い、問題事例の発生時にはその解決のため、助言・指導・是正勧告をするとともに取締役会へ報告する。

ロ. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「文章管理規程」に基づき適切かつ容易に検索が可能な状態で保存管理し、定められた保存期間に応じて閲覧可能な状態を維持する。

ハ. 当社の子会社の取締役、執行役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

(イ) 偶数月、月初に開催され全グループ幹部が参加する幹部会議で職務の執行に係る事項の報告を行う。

(ロ) 日々の業務報告メールによる職務執行状況の共有を行う。

ニ. 当社及び当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(イ) 「リスク管理規程」に基づき、リスク対策委員会でリスクの洗い出し及び対策を協議し、その内容について「リスク管理委員会」で承認を行う。

(ロ) 事業活動上の重大な事態が発生した場合には代表取締役が緊急対策協議会を招集し、迅速な対応を行い、損失、被害を最小限にとどめる体制を整える。

- ホ. 当社及び当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (イ) 取締役の効率的な職務執行体制の根幹として、月1回の定例取締役会、グループ経営会議、及び必要に応じて適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関して迅速な意思決定、報告、検討を行う。また、全グループに関する事項については、偶数月、月初に開催され全グループ幹部が参加する幹部会議で重要事項の職務執行の徹底、報告、協議を行う。
 - (ロ) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程により、役割と責任、執行手続きの詳細について定める。
 - (ハ) 全事業所をオンラインで結んだ業務報告メールを活用し、情報の伝達、業務推進事項、事務処理等を効率的、迅速に行える体制とする。
- ヘ. 当社及び当社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (イ) 企業人、社会人としての倫理規範、行動規範、法令遵守を明示している「創業者の志」「わが社の経営方針書」の実践的運用と徹底を図り、各種研修のなかで、コンプライアンス教育を必ず取入れ、その啓発を行う。
 - (ロ) 役員・使用人に重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、社長若しくは内部監査室に迅速に報告するものとする。内部監査室は報告された事実についての調査を実施し、社長と協議のうえ必要と認める場合、適切な対策を決定する。
 - (ハ) 法令遵守上疑義のある行為については、公益通報者保護規程により、使用人が直接通報を行う手段を確保するものとし、通報者には不利益がないことを確保する。
 - (ニ) 社長直轄の内部監査室は使用人の業務執行状況について定期的に内部監査を行う。
 - (ホ) 土屋グループに属する会社間の取引は、法令、企業会計原則、税法その他の社会規範に照らし適正であることを確保するため、必要に応じて専門家に確認する体制とする。
 - (ヘ) 当社監査役は子会社においても監査業務を実施し、業務の適正を確保する。
- ト. 当社の監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (イ) 監査役が業務補助のための使用人(以下、「補助使用人」という)を求めた場合は、監査役スタッフを置くこととし、その人数、職務内容等については常勤監査役との間で協議のうえ決定する。
 - (ロ) 補助使用人は専ら監査役の指示に従いその職務を行う。また、その人事異動、人事評価に関しては、予め常勤監査役の同意を得る。
 - (ハ) 補助使用人は内部監査室と情報を共有し、会計監査人及び社内組織を利用して、取締役及び使用人の業務の適法性・妥当性につき調査を行える体制とする。

- チ. 取締役、その他使用人等及び子会社の取締役、使用人等が当社の監査役に報告をするための体制
- (イ) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生、又は発生する恐れがある場合、役員による違法又は不正な行為を発見した場合は速やかに監査役に報告する。また、前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて取締役、使用人に対して報告を求めることができることとする。
 - (ロ) 監査役が取締役会及びグループ経営会議並びに幹部会議その他社内会議に出席し、経営上の重要情報について適時報告を受けられる体制とするとともに、重要な議事録、稟議書は都度回覧できるものとする。
 - (ハ) 監査役は内部監査室と情報を共有し、会計監査人及び社内の組織を利用して、取締役及び使用人の業務の適法性・妥当性につき報告を行える体制とする。
 - (ニ) 公益通報者保護規程による通報状況については、監査役への適切な報告体制を確保する。
- リ. 当社の監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (イ) 報告及び相談を行った者（以下、「報告者等」という）が報告及び相談したことを理由として、報告者等に対して解雇その他いかなる不利益な扱いも行ってはならないものとする。
 - (ロ) 報告者等が報告又は相談したことを理由として、報告者等の職場環境が悪化することがないように、適切な措置を執り、報告者等に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者（報告者等の上司、同僚等を含む）がいた場合には、「就業規則」に従って処分を課すものとする。
- ヌ. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (イ) 会社の事業計画及び監査役職務の執行に沿って発生すると見込まれる監査費用は予算化し、有事対応等、緊急の監査役費用についても前例を考慮し想定した費用を予算に含むものとする。
 - (ロ) 緊急又は臨時に支出した費用、支出が想定される費用について、会社に前払又は償還を請求することができるものとする。

ル. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(イ) 監査役の過半数は社外監査役とし、経営トップに対する独立性を保持しつつ、的確な業務監査が行える体制とする。

(ロ) 代表取締役と監査役との定期的な会議を開催し、意見や情報の交換を行える体制とする。

(ハ) 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、外部専門家を独自に起用することができる。

ヲ. 反社会的勢力に対する基本方針

(イ) 当社及び当社の子会社は「反社会的勢力調査マニュアル」において、反社会的勢力の排除に係る信用調査を実施する手順の定めに従い一切の関係遮断を徹底する。

(ロ) 「土屋グループ反社会的勢力排除対応マニュアル」に従い社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした対応を図り、違法行為や反社会的行為には一切関わらず、反社会的勢力に対して経済的利益を含む一切の利益の供与を行ってはならない旨を行動基準としている。

また、財団法人暴力追放センターが主催する、暴力団等、反社会的勢力との関係排除や反社会的勢力からの不当要求があった場合の対応策等に係る講習を受講し、対応体制・対応要領を整備している。

上記行動基準及びマニュアルを役員・社員へ周知、徹底していくとともに、コンプライアンス室のもと当社の子会社に警察官を退職した者を参与として置き組織体制を構築し、顧問弁護士、警察等の外部専門機関とも連携をし、今後継続して社員の教育・啓発を実施することで、反社会的勢力排除に向けて更なる社内体制の整備・強化を図っている。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記の内部統制システムの整備に関する基本方針に基づいて、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。当事業年度におけるその運用状況の概要は次のとおりであります。

イ. 取締役会における決議事項について

「取締役会規程」の「取締役会決議事項付議基準」に基づき、取締役会で決議を行っております。当事業年度においては、月次決算、適時開示書類、関連当事者取引、業務規程の改定、重要な組織及び人事異動などの決議を行っております。

ロ. コンプライアンス

当社は、当社グループ従業員に対し、社会規範綱領としての「コンプライアンス・カード」を配布して浸透を図っております。また、コンプライアンス相談窓口もこのカードに社内窓口及び社外窓口の連絡先を記載し周知しております。

ハ. リスクマネジメント

毎月「リスク対策委員会」を開催し、リスクの洗い出しを行い、重大性、緊急性等のあるリスクは「リスク管理委員会」に提言し、検討、承認を得ております。

ニ. 内部監査体制及び財務報告に係る内部統制の評価

内部監査体制については、内部監査計画に基づき監査を実施しており、財務報告に係る内部統制については、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から評価範囲を決定し、財務報告に係る内部統制の評価を行っております。

ホ. 子会社経営管理

当社取締役会に各子会社社長も出席しており、子会社の経営管理体制を整備、統括しております。各子会社の事業の運営状況につきましては、毎月開催される取締役会及びグループ経営会議に報告がなされております。なお、内部監査室は監査計画に基づき、監査役と連携して各子会社の内部監査を実施しております。

ヘ. 取締役の職務執行

当社は、原則月1回取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上の重要事項を決定するとともに、業務執行に関する報告を受け、取締役の職務執行の監督を行っております。また、取締役会で決定した方針に基づき、効果的な職務執行が行われるよう「グループ幹部会議」において周知しております。

ト. 監査役の職務執行

監査役は、取締役会へ出席し、常勤監査役は、「グループ経営会議」及び「グループ幹部会議」並びにその他重要な会議への出席を通じて必要がある場合には意見を述べ、報告を受けるとともに稟議書等の業務執行に係る重要文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めるなどにより健全な経営体制と効率的な運用を図るために助言を行っております。また、監査役は、代表取締役、会計監査人、内部監査室との情報交換に努めております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：千円)

科目	第42期 平成29年10月31日現在	科目	第42期 平成29年10月31日現在
資産の部		負債の部	
流動資産	9,704,417	流動負債	5,877,895
現金預金	4,619,293	工事未払金等	2,602,627
完成工事未収入金等	368,586	1年内返済予定長期借入金	200,000
未成工事支出金	589,253	リース債務	23,388
販売用不動産	3,469,183	未払法人税等	143,890
原材料及び貯蔵品	120,136	未払消費税等	220,230
繰延税金資産	175,576	未成工事受入金	1,455,834
その他	370,988	完成工事補償引当金	189,322
貸倒引当金	△8,601	その他	1,042,602
固定資産	11,000,832	固定負債	1,714,597
有形固定資産	9,283,685	リース債務	28,901
建物・構築物	2,623,610	役員退職慰労引当金	117,261
機械装置及び運搬具	883,850	退職給付に係る負債	802,439
土地	5,736,235	資産除去債務	62,833
リース資産	22,329	繰延税金負債	12,117
その他	17,660	その他	691,043
無形固定資産	158,864	負債合計	7,592,493
その他	158,864	純資産の部	
投資その他の資産	1,558,283	株主資本	13,105,045
投資有価証券	799,175	資本金	7,114,815
長期貸付金	89,594	資本剰余金	4,427,452
繰延税金資産	65,857	利益剰余金	1,719,616
その他	688,183	自己株式	△156,838
貸倒引当金	△84,528	その他の包括利益累計額	10,278
繰延資産	2,566	その他有価証券評価差額金	17,506
創立費	2,566	退職給付に係る調整累計額	△7,227
資産合計	20,707,817	純資産合計	13,115,324
		負債純資産合計	20,707,817

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結損益計算書

(単位：千円)

科目	第42期 平成28年11月1日から 平成29年10月31日まで
売上高	24,488,014
売上原価	17,095,311
売上総利益	7,392,703
販売費及び一般管理費	7,334,518
営業利益	58,185
営業外収益	124,126
受取利息	2,701
受取配当金	15,804
補助金収入	5,115
受取事務手数料	16,658
その他	83,847
営業外費用	17,304
支払利息	7,250
減価償却費	394
和解金	3,795
その他	5,864
経常利益	165,007
特別利益	269
固定資産売却益	269
特別損失	5,068
固定資産除却損	2,376
減損損失	2,691
税金等調整前当期純利益	160,207
法人税、住民税及び事業税	106,897
法人税等調整額	△13,203
法人税等合計	93,693
当期純利益	66,514
非支配株主に帰属する当期純利益	—
親会社株主に帰属する当期純利益	66,514

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (平成28年11月1日から平成29年10月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	7,114,815	4,427,452	1,755,178	△56,840	13,240,604
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△102,075		△102,075
親会社株主に帰属する当期純利益			66,514		66,514
自己株式の取得				△99,997	△99,997
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					-
当連結会計年度変動額合計	-	-	△35,561	△99,997	△135,559
当連結会計年度末残高	7,114,815	4,427,452	1,719,616	△156,838	13,105,045

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	△1,076	△11,134	△12,211	13,228,393
当連結会計年度変動額				
剰余金の配当				△102,075
親会社株主に帰属する当期純利益				66,514
自己株式の取得				△99,997
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	18,583	3,906	22,489	22,489
当連結会計年度変動額合計	18,583	3,906	22,489	△113,069
当連結会計年度末残高	17,506	△7,227	10,278	13,115,324

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(単位：千円)

科目	第42期 平成29年10月31日現在	科目	第42期 平成29年10月31日現在
資産の部		負債の部	
流動資産	3,728,331	流動負債	300,490
現金預金	3,630,998	1年内返済予定長期借入金	200,000
売掛金	29,962	未払金	43,407
貯蔵品	426	未払費用	15,930
前払費用	9,853	未払法人税等	27,940
その他	57,091	未払消費税等	6,997
固定資産	9,288,441	預り金	3,947
有形固定資産	7,382,355	その他	2,268
建物	1,714,208	固定負債	150,828
構築物	35,753	長期預り保証金	34,000
機械装置	838,892	退職給付引当金	29,489
工具器具備品	8,957	役員退職慰労引当金	31,491
土地	4,784,544	繰延税金負債	15,782
無形固定資産	51,785	資産除去債務	36,207
商標権	463	リース債務	3,856
ソフトウェア	46,339	負債合計	451,318
電話加入権	72	純資産の部	
リース資産	4,910	株主資本	12,547,948
投資その他の資産	1,854,300	資本金	7,114,815
投資有価証券	779,175	資本剰余金	4,427,452
関係会社株式	839,186	資本準備金	3,927,452
出資金	310	その他資本剰余金	500,000
長期前払費用	1,404	利益剰余金	1,162,519
長期未収入金	17	その他利益剰余金	1,162,519
役員保険積立金	218,493	繰越利益剰余金	1,162,519
その他	22,024	自己株式	△156,838
貸倒引当金	△6,311	評価・換算差額等	17,506
資産合計	13,016,773	その他有価証券評価差額金	17,506
		純資産合計	12,565,454
		負債純資産合計	13,016,773

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：千円)

科目	第42期 平成28年11月1日から 平成29年10月31日まで
営業収益	1,066,874
販売費及び一般管理費	862,223
営業利益	204,650
営業外収益	46,650
受取利息	11,799
受取配当金	15,203
補助金収入	5,115
その他	14,532
営業外費用	7,730
支払利息	7,250
その他	480
経常利益	243,570
特別損失	4
固定資産除却損	4
税引前当期純利益	243,565
法人税、住民税及び事業税	4,507
法人税等調整額	△510
当期純利益	239,568

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主資本等変動計算書 (平成28年11月1日から平成29年10月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 計
		資 本 準 備 金	その他 資本剰余金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	7,114,815	3,927,452	500,000	1,025,026	△56,840	12,510,452
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当				△102,075		△102,075
当 期 純 利 益				239,568		239,568
自 己 株 式 の 取 得					△99,997	△99,997
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	137,493	△99,997	37,495
当 期 末 残 高	7,114,815	3,927,452	500,000	1,162,519	△156,838	12,547,948

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	△1,076	△1,076	12,509,376
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△102,075
当 期 純 利 益			239,568
自 己 株 式 の 取 得			△99,997
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	18,583	18,583	18,583
当 期 変 動 額 合 計	18,583	18,583	56,078
当 期 末 残 高	17,506	17,506	12,565,454

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年12月15日

株式会社土屋ホールディングス

取締役会 御中

監査法人 銀河

代表社員 公認会計士 木下 均 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 富田 佳乃 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社土屋ホールディングスの平成28年11月1日から平成29年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社土屋ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年12月15日

株式会社土屋ホールディングス

取締役会 御中

監査法人 銀河

代表社員 公認会計士 木下 均 印
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 富田 佳乃 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社土屋ホールディングスの平成28年11月1日から平成29年10月31日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成28年11月1日から平成29年10月31日までの第42期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人監査法人銀河の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人監査法人銀河の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年12月19日

株式会社土屋ホールディングス 監査役会

常勤監査役	大	山	耕	司	Ⓢ
社外監査役	佐	藤	良	雄	Ⓢ
社外監査役	太	田	勝	久	Ⓢ
社外監査役	千	葉		智	Ⓢ

定時株主総会会場ご案内図

会場

土屋ホーム札幌北九条ビル 8階 会議室

札幌市北区北9条西3丁目7番地 TEL (011) 717-5556 (土屋ホールディングス)

ホームページアドレス <http://www.tsuchiya.co.jp/>

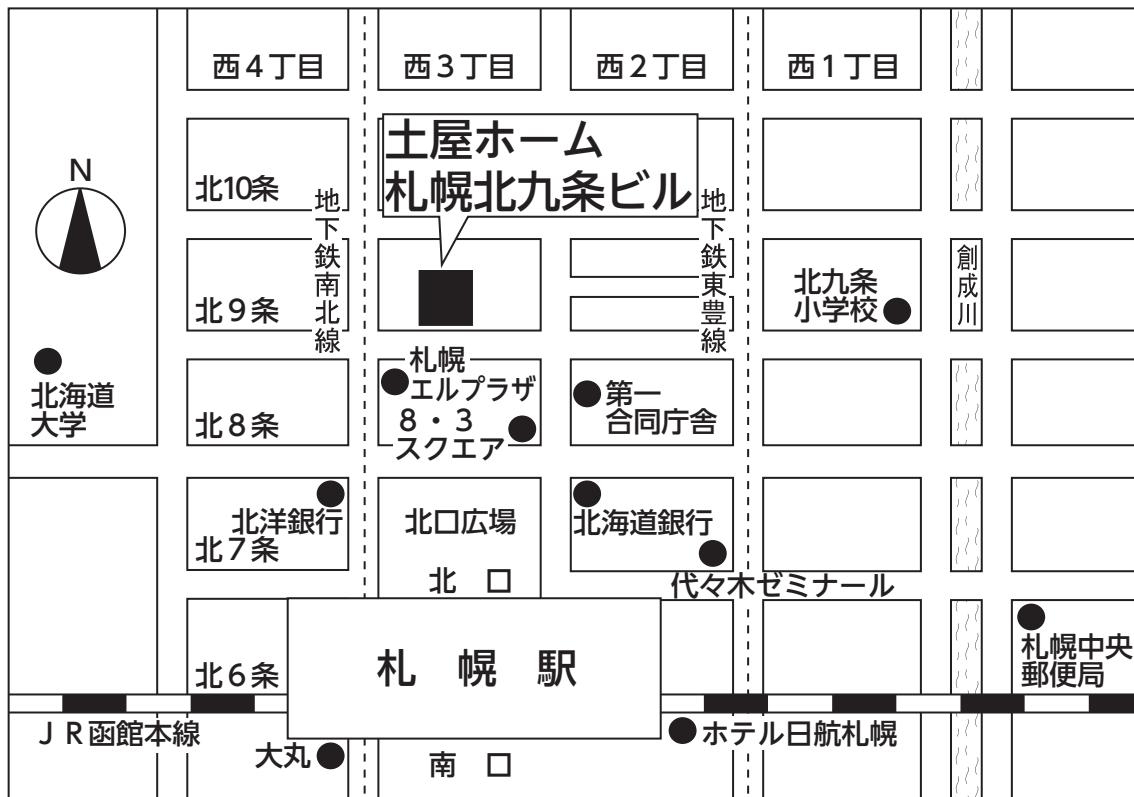
交通

J R | ● 札幌駅

| 北口より徒歩5分

地下鉄 | ● 札幌駅

| 徒歩5分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。